

平成 26 年 5 月 26 日

各 位

会 社 名 株 式 会 社 光 通 信  
代表者の役職氏名 代表取締役社長 玉村 剛史  
(コード番号：9435 東証第一部)

問 い 合 わ せ 先 広 報 ・ I R 課  
T E L 0 3 - 5 9 5 1 - 3 7 1 8

会 社 名 株 式 会 社 パ イ オ ン  
代表者の役職氏名 代表取締役社長 橋本 直樹  
(コード番号：2799 JASDAQ)

問 い 合 わ せ 先 取 締 役 管 理 本 部 長 松 浦 友 功  
T E L 0 1 2 0 - 0 4 5 - 0 3 6

## 株式会社光通信による株式交換を通じての 株式会社パイオンの完全子会社化に関する株式交換契約締結のお知らせ

株式会社光通信（以下「光通信」といいます。）および株式会社パイオン（以下「パイオン」といいます。）は、本日それぞれの取締役会において、光通信を株式交換完全親会社、パイオンを株式交換完全子会社とする株式交換（以下「本株式交換」といいます。）を行うことを決議し、本日両社の間で株式交換契約（以下「本株式交換契約」といいます。）を締結いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

本株式交換は、光通信については、会社法第 796 条第 3 項の規定に基づく簡易株式交換の手続きにより、光通信の株主総会による承認を受けずに、パイオンについては、平成 26 年 6 月 27 日開催予定のパイオンの定時株主総会において本株式交換契約の承認を受けたうえで、平成 26 年 8 月 1 日を効力発生日として行う予定です。

なお、本株式交換の効力発生日（平成 26 年 8 月 1 日予定）に先立ち、パイオンの株式は株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」といいます。）において、平成 26 年 7 月 29 日付で上場廃止（最終売買日は平成 26 年 7 月 28 日）となる予定です。

### 記

#### 1. 本株式交換の目的

光通信は、昭和 63 年の設立以降、「お客様ごとに異なる情報通信環境の課題を総合的に解決する」という考えのもと、日本最大のディストリビューターを目指し、OA機器の販売やインフラの構築、インターネットサービスやモバイルメディアサービス、さらには携帯電話やオフィスサプライの販売まで、ユーザーの皆様が求める商品・サービスを「より早く」、「より安く」、そして「よりの確に」お届けする事業体制を構築してまいりました。平成 11 年には東京証券取引所市場第一部へ上場し、日本全国に販売網を拡大しながら、現在

もグループ各社それぞれで培ってきた強みやノウハウを発揮し、それらを融合することで総合的な情報通信事業を推進しております。

一方、パイオンは、平成2年に一般家電製品の販売を目的として、大阪府堺市に株式会社ネクサス（以下「ネクサス」といいます。）として設立され、平成5年に現在の主力事業である移動体通信事業を開始後、平成7年5月には携帯電話販売店第1号を開設、携帯電話販売店舗網を拡大してまいりました。また、平成19年に光通信がネクサス（現・パイオン）の第三者割当増資を引き受け、両社間で業務資本提携に関する契約を締結し、さらに平成20年の第三者割当増資により、ネクサス（現・パイオン）は光通信の子会社となり、関西地域において培った販売力と光通信グループの競争力を生かしながら、財務体質の改善と経営の合理化による業績の早期回復を目指してまいりました。その後、平成21年には第二の創業期と位置づけ、業務提携を柱とした大規模な事業再編を実施し、商号を現在の株式会社パイオンと変更いたしました。

光通信グループは、通信キャリアと直接取引のある一次代理店を有しており、光通信グループにおいてパイオンは、有力な二次代理店の一つとして、西日本地域を統括し、移動体通信サービスを中心とする情報通信サービスの販売を行っております。

また、パイオンは、不採算店舗の統廃合や、店舗における副商材の導入などにより収益性の向上を図る一方で、北陸、中国、四国エリアにおける携帯電話の販売代理店との統合等によって販売網を拡大し、西日本地域に350店舗以上の携帯電話販売店を展開することで、安定した事業運営と利益を確保してまいりました。

しかしながら、近年、光通信およびパイオンの事業領域である移動体通信市場においては、スマートフォンやタブレット端末の普及に加え、次世代高速通信規格などのネットワーク環境が発展するとともに、MVNO事業者（仮想移動体通信事業者）等の増加によって、ユーザーにとっては自分に合ったサービスを幅広い選択肢から選ぶことができる環境となりつつある一方で、通信事業者間の競争はより一層激しさを増していくことが予想されており、一部では大手販売代理店の再編も進む中、目まぐるしく変化する情報通信市場においては、この競争環境を乗り越えるための体制強化を積極的に模索していくことが急務となっております。

このような状況のもと、パイオンでは、西日本地域での販売網を基盤とした事業展開によって一定の成果が出ておりましたが、今後さらに厳しくなることが予測される事業環境において、携帯電話等の販売が主な収益源であり主力事業であるパイオンが、今までの安定した利益を今後も維持し、さらなる増収増益を目指していくためには、収益基盤の拡充が不可欠であるとの考えに至りました。さらに、パイオンが独力で成し遂げることによる資金面や既存事業者との競合のリスク等を考えると、パイオンは、パイオンの親会社であり、かつ、通信キャリアの一次代理店を傘下に擁する光通信の完全子会社となり、販売網や商材、ノウハウを相互に活かした連携強化を図ることが、収益基盤の拡充のために最善の策であると考え、この度、本株式交換を実施することといたしました。

また、近年、スマートデバイスの普及によるウェブなどの新たな販売チャネルが登場したことで、ユーザーにとって購入方法の選択肢が広がる一方で、光通信としては、全国各地に展開している販売網をより効果的に事業に反映していく必要があると考えており、従来パイオンが持っている西日本地域に密着した販売網や、地域に根ざしたネットワークという強みを活かしながら、光通信グループ内でのより迅速な意思決定を推し進める体制を構築するために、パイオンを完全子会社化することは非常に有益であると判断いたしました。

今後、パイオンは光通信グループの豊富な取扱い商材を、パイオンの販売網で販売することや、販売エリアの拡充等での協業も検討しており、人材・資金・情報網などを含めた規模の大きさを活かすことで更なるシナジー効果が発揮できることを期待しております。また、光通信にとっても、両社がこれまでに蓄積したノウハ

ウや事業資産などを有効活用することによって、光通信グループとして、これまで以上に、より顧客満足度の高い商品やサービスを総合的かつ機動的に提供できるものと考えており、さらなる収益力の強化および企業価値向上を図ってまいりたいと考えております。

## 2. 本株式交換の要旨

### (1) 株式交換の日程

取締役会決議日	平成26年5月26日
契約締結日	平成26年5月26日
株主総会基準日（パイオン）	平成26年3月31日
株主総会開催日（パイオン）	平成26年6月27日（予定）
最終売買日（パイオン）	平成26年7月28日（予定）
上場廃止日（パイオン）	平成26年7月29日（予定）
株式交換の予定日（効力発生日）	平成26年8月1日（予定）

(注) 上記日程は、両社の合意により変更されることがあります。

### (2) 本株式交換の方式

光通信を株式交換完全親会社、パイオンを株式交換完全子会社とする株式交換になります。

本株式交換は、光通信については、会社法第796条第3項の規定に基づく簡易株式交換の手続きにより株主総会の承認を受けずに行う予定です。パイオンについては、平成26年6月27日に開催予定の定時株主総会において本株式交換契約の承認を受けた上で行う予定です。

### (3) 本株式交換に係る割当ての内容

	光通信 (株式交換完全親会社)	パイオン (株式交換完全子会社)
本株式交換に係る 交換比率	1	0.03

#### (注1) 株式の割当比率

パイオン株式1株に対して、光通信株式0.03株を割当て交付します。ただし、光通信が保有するパイオン株式31,902,200株については、本株式交換による株式の割当ては行いません。

#### (注2) 本株式交換により交付する株式

光通信は本株式交換により、光通信株式386,967株（予定）を割当て交付いたしますが、交付する光通信株式には光通信が保有する自己株式（平成26年5月26日現在1,911,145株）を充当する予定であり、新株式の発行は行わない予定です。

なお、パイオンは、効力発生日の前日までに開催する取締役会の決議により、本株式交換の効力発生直前時（以下「基準時」といいます。）において有することとなるすべての自己株式（本株式交換に関して行使される会社法第785条第1項に基づくパイオン株主の株式買取請求に係る株式の買取りによって取得する自己株式を含みます。なお、平成26年5月26日現在の自己株式数は、1,983,900株です。）を基準時において消却する予定です。本株式交換により光通信が交付する光通信株式の数

は、パイオンによる自己株式の取得・消却等の理由により今後変更となる可能性があります。

### (注3) 単元未満株式の取扱い

本株式交換に伴い、光通信の単元未満株式（100株未満）を保有することとなるパイオンの株主の皆様（平成26年3月31日現在のパイオンの株主は6,915名ですが、そのうちの9割を超える株主が光通信の単元未満株式のみを保有することとなるものと考えられます。）は、取引所市場においてその保有する単元未満株式を売却することはできませんが、下記の制度をご利用いただくことができます。

#### ① 単元未満株式の買取制度（1単元未満株式の売却）

会社法第192条第1項の規定に基づき、光通信に対し自己の保有する単元未満株式の買取りを請求することができる買取制度をご利用いただくことができます。

#### ② 単元未満株式の買増制度（1単元への買増し）

会社法第194条第1項の規定による光通信の定款の定めに基づき、光通信が買増しの請求に係る数の自己株式を有していない場合を除き、保有する単元未満株式の数と併せて1単元株式数（100株）となる数の株式を光通信から買増すことを請求することができる買増制度をご利用いただくことができます。なお、本日（平成26年5月26日）現在、光通信は買増しに対応可能な自己株式1,911,145株を保有しております。

### (注4) 1株に満たない端数の処理

本株式交換により交付する光通信株式に1株に満たない端数がある場合、光通信は会社法第234条の規定に基づく処理を行います。

### (4) 本株式交換に伴う新株予約権および新株予約権付社債に関する取扱い

パイオンが発行している全ての新株予約権については、本株式交換契約がパイオンの株主総会で承認されることを条件に、パイオンが全て無償で取得し、消却いたします。

なお、パイオンは、新株予約権付社債を発行していません。

## 3. 本株式交換に係る割当ての内容の根拠等

### (1) 割当ての内容の根拠及び理由

前記1.「本株式交換の目的」に記載のとおり、パイオンは主な事業領域である移動体通信市場の事業環境や同社の収益構造等を踏まえ、今後の利益成長やその方法を勘案し、光通信に対して本株式交換を提案したことを契機に、光通信とパイオンは、平成26年4月ごろより、具体的に両社の今後の成長戦略について検討してまいりました。その結果、光通信によるパイオンの完全子会社化は、販売網や商材、ノウハウを相互に活かした連携強化によるシナジー効果が期待できるものであり、両社のさらなる収益力の強化および企業価値向上を実現するために有効な手段であるとして、本株式交換を実施することといたしました。

前記2.(3)「本株式交換に係る割当ての内容」に記載の株式交換比率は、後記3.(4)「公平性を担保するための措置」に記載のとおり、光通信はアメリカン・アプレーザル・ジャパン株式会社（以下「アメリカン・アプレーザル」といいます。）を、パイオンは大阪監査法人を、それぞれの株式交換比率の算定に関する第三者算定機関としてそれぞれ選定いたしました。両社は、当該第三者算定機関による算定結果と、それぞれの財務状況、業績動向、株価動向等のその他の要因を総合的に勘案しながら、パイオンの少数株主への配慮も踏まえ、慎重に協議・交渉を重ねた結果、市場株価を最も重視し、市場株価法のレンジを超えるものであることか

ら、本株式交換の交換比率はそれぞれの株主にとっても妥当であるものと判断いたしました。

## (2) 算定に関する事項

### ① 算定機関の名称及び上場会社との関係

光通信の第三者算定機関であるアメリカン・アプリーザルは、光通信およびパイオンの関連当事者には該当せず、本株式交換に関して記載すべき重要な利害関係を有しません。また、パイオンの算定機関である大阪監査法人は、光通信およびパイオンの関連当事者には該当せず、本株式交換に関して記載すべき重要な利害関係を有しません。

### ② 算定の概要

アメリカン・アプリーザルは、光通信およびパイオンの両社について、市場株価が存在することから市場株価法を、また、両社には比較可能な上場類似会社が複数存在し、類似会社比較法による株式価値の類推が可能であることから類似上場会社比較法を、それに加えて両社の将来の事業活動状況を評価に反映するため、DCF法を採用して算定を行いました。

光通信の1株当たりの株式価値を1とした場合の評価レンジは、以下の通りです。

採用手段	株式交換比率の算定結果
市場株価法	0.0246 ～ 0.0286
類似上場会社比較法	0.0459 ～ 0.0975
DCF法	0.0246 ～ 0.0318

アメリカン・アプリーザルは、市場株価法については、株式市場の状況等の諸事情を勘案し、平成26年5月23日を算定基準日として、東京証券取引所市場第一部における光通信株式、東京証券取引所JASDAQ市場におけるパイオン株式の、算定基準日における終値、ならびに算定基準日までの直近1ヵ月および3ヵ月の各取引日における終値単純平均値を算定の基礎といたしました。

類似上場会社比較法においては、光通信は事業規模等の類似性を考慮し、株式会社ティーガイア、株式会社エフティコミュニケーションズ等9社を類似会社として抽出し、また、パイオンについては、パイオンの主要事業である携帯販売事業を営む国内上場会社のうち、パイオンの事業規模等の類似性を考慮し、株式会社ティーガイア、株式会社ベルパーク等7社を抽出し、営業利益（EBIT）および減価償却前営業利益（EBITDA）に対する倍率、ならびに普通株式時価総額の、当期純利益に対する倍率を用いて算定の基礎といたしました。

DCF法においては、アメリカン・アプリーザルは両社がそれぞれ作成した財務予測に基づく将来キャッシュ・フローを一定の割引率で現在価値に割り引くことによって企業価値を評価しています。光通信の割引率は6.30%～7.30%、パイオンの割引率は10.40%～11.40%を採用しております。なお、アメリカン・アプリーザルがDCF法による算定の前提とした両社の計画における大幅な増減益の見込みはありません。

アメリカン・アプリーザルは、上記交換比率の算定に際し、両社から受けた情報、一般に公開された情報等を使用し、それらの資料、情報等が全て正確かつ完全なものであることを前提としており、独自にそれら

の正確性および完全性の検証を行っておりません。また、光通信およびパイオンとそれらの関係会社の資産および負債（偶発債務を含みます。）について、個別の資産および負債の分析および評価を含め、独自に評価、鑑定又は算定を行っておらず、第三者機関への鑑定又は査定の依頼も行っておりません。

一方、大阪監査法人は、光通信およびパイオンの両社について、市場株価が存在することから市場株価法を、また、両社には比較可能な上場類似会社が複数存在し、類似上場会社比較法による株式価値の類推が可能であることから類似上場会社比較法を、それに加えて両社の将来の事業活動状況を評価に反映するため、DCF法を採用して算定を行いました。

光通信の1株当たりの株式価値を1とした場合の評価レンジは、以下の通りです。

採用手段	株式交換比率の算定結果
市場株価法	0.0278 ～ 0.0289
類似上場会社比較法	0.0479 ～ 0.0963
DCF法	0.0236 ～ 0.0315

大阪監査法人は、市場株価法については、株式市場の状況等の諸事情を勘案し、平成26年5月23日を算定基準日として、東京証券取引所市場第一部における光通信株式、東京証券取引所JASDAQ市場におけるパイオン株式の、算定基準日における終値、ならびに算定基準日までの直近1ヵ月、3ヵ月および6ヵ月の各取引日における終値単純平均値を算定の基礎といたしました。

類似上場会社比較法においては、光通信とパイオンが属する情報・通信業の業界分析を実施し、両社と類似性があると判断されるアルファグループ株式会社、株式会社クロップス、株式会社ベルパーク、コネクション株式会社、株式会社ティーガイアの5社を類似会社として抽出し、EV/EBITDA倍率を用いて算定の基礎といたしました。なお、光通信とパイオンの営む事業内容は概ね一致していると考えられるため、光通信とパイオンに関して抽出した類似会社は同一のものとしております。

DCF法においては、大阪監査法人は両社がそれぞれ作成した財務予測に基づく将来キャッシュ・フローを、一定の割引率で現在価値に割り引くことによって企業価値を評価しています。光通信の割引率は4.52%、パイオンの割引率は6.68%を採用しており、継続価値の算定にあたっては、永久キャッシュ・フロー法により、両社ともに成長率を-0.5%～+0.5%として算定しております。なお、大阪監査法人がDCF法による算定の前提とした両社の財務予測における大幅な増減益の見込みはありません。また、両社の財務予測は、本件株式交換の実施を前提としておりません。

大阪監査法人は、上記交換比率の算定に際し、両社から受けた情報、一般に公開された情報等を使用し、それらの資料、情報等が全て正確かつ完全なものであることを前提としており、独自にそれらの正確性および完全性の検証を行っておりません。また、光通信およびパイオンとそれらの関係会社の資産および負債（偶発債務を含みます。）について、個別の資産および負債の分析および評価を含め、独自に評価、鑑定又は算定を行っておらず、第三者機関への鑑定又は査定の依頼も行っておりません。

### (3) 上場廃止となる見込みおよびその事由

本株式交換により、その効力発生日である平成26年8月1日をもって、光通信はパイオンの完全親会社と

なり、完全子会社となるパイオン株式は東京証券取引所の上場廃止基準に従って、平成26年7月29日付で上場廃止となる予定です。パイオン株式が上場廃止となった後も、本株式交換によりパイオンの株主の皆様が割当てられる光通信株式は東京証券取引所に上場されており、本株式交換の効力発生日以後も同取引所での取引が可能であることから、パイオン株式を3,400株以上保有し、本株式交換により光通信株式の単元株式数である100株以上の光通信株式の割当てを受けるパイオンの株主の皆様に対しては、引き続き株式の流動性を提供できるものと考えております。また、本株式交換に伴い、光通信の単元株式数（100株）未満の数の株式を保有することとなるパイオンの株主の皆様は、前期2.（3）（注3）「単元未満株式の取扱い」をご参照ください。なお、1株に満たない端数が生じた場合の取扱いの詳細については、前記2.（3）（注4）「1株に満たない端数の処理」をご参照ください。なお、パイオンの株主の皆様は、最終売買日である平成26年7月28日（予定）までは、東京証券取引所において、その保有するパイオンの普通株式を従来どおり取引できます。

#### （4）公正性を担保するための措置

本株式交換の検討にあたって、光通信は、既にパイオンの発行済株式総数の68.19%を保有し、パイオンを連結子会社としており、また、両社の間には後記4.（13）「当事会社間の関係」に記載のとおり関係があることから、本株式交換における株式交換比率の公正性を担保するため、本株式交換の実施にあたり、第三者算定機関であるアメリカン・アプリーザルに株式交換比率の算定を依頼し、その算定結果を参考に、パイオンとの間で真摯に交渉・協議を行い、本株式交換比率により本株式交換を行うことを本日開催の取締役会で決議いたしました。

また、パイオンは、本株式交換における株式交換比率の公正性を担保するため、本株式交換の実施にあたり、第三者算定機関である大阪監査法人に株式交換比率の算定を依頼し、その算定結果を参考に、光通信との間で交渉・協議を行い、本株式交換比率により本株式交換を行うことを本日開催の取締役会で決議いたしました。

なお、光通信およびパイオンは、いずれも各第三者算定機関から公正性に関する評価（フェアネス・オピニオン）を取得していません。

#### （5）利益相反を回避するための措置

パイオンは光通信の連結子会社に該当することから、利益相反を回避するため以下のような措置を講じております。

パイオンの取締役5名のうち、光通信の常務取締役で情報通信事業本部長を兼務している和田英明氏は、パイオンにおける意思決定の公正性を担保し、利益相反を回避する観点から、本株式交換に係るパイオンの取締役会の審議および決議に参加しておらず、また、本株式交換に係る光通信との協議および交渉にも参加していません。本日開催のパイオンの取締役会においては、和田氏を除く取締役全員が出席し、出席した取締役全員の賛成により、本株式交換契約を締結することを決議しております。

また、パイオンの監査役3名のうち、光通信の社長室・人事本部執行役員を兼務している大塚隆直氏は、利益相反を回避する観点から、本株式交換に係る審議および決議がなされた取締役会には出席していませんが、大塚氏を除く監査役全員が、本株式交換に係る本日開催のパイオンの取締役会に出席し、パイオンが光通信との間で本株式交換契約を締結することに異議がない旨の意見を述べております。

4. 本株式交換の当事会社の概要（平成 26 年 5 月 26 日現在）

	株式交換完全親会社			株式交換完全子会社		
(1) 名 称	株式会社光通信			株式会社パイオン		
(2) 所 在 地	東京都豊島区西池袋一丁目 4 番 10 号			大阪府大阪市中央区本町一丁目 4 番 8 号		
(3) 代表者の役職・氏名	代表取締役社長 玉村 剛史			代表取締役社長 橋本 直樹		
(4) 事 業 内 容	移動体通信事業、OA機器販売事業、インターネット関連事業 他			情報インフラ事業、法人ソリューション事業		
(5) 資 本 金	54,259 百万円			1,257 百万円		
(6) 設 立 年 月 日	昭和 63 年 2 月 5 日			平成 2 年 6 月 22 日		
(7) 発 行 済 株 式 数	47,749,642 株			46,785,000 株		
(8) 決 算 期	3 月末			3 月末		
(9) 従 業 員 数 <small>(平成 26 年 3 月 31 日現在)</small>	9,134 名 (連結)			1,363 名 (連結)		
(10) 主 要 取 引 先	シャープ株式会社 ソフトバンクモバイル株式会社 KDD I 株式会社 他			株式会社ジェイ・コミュニケーション テレコムサービス株式会社		
(11) 主 要 取 引 銀 行	みずほ銀行			みずほ銀行		
(12) 大 株 主 お よ び 持 株 比 率	有限会社光パワー	42.10%		株式会社光通信	68.19%	
	重田 康光	7.32%		日本証券金融株式会社	1.87%	
(13) 当事会社間の関係						
資 本 関 係	光通信は、パイオンの発行済株式の 68.19%に相当する 31,902,200 株を保有しております。					
人 的 関 係	パイオンの取締役 1 名および監査役 1 名が光通信に在籍しております。					
取 引 関 係	光通信とパイオンとの間には、移動電話サービス加入の取次等に関する業務委託等の取引関係があります。					
関連当事者への該当状況	パイオンは光通信の連結子会社であり、関連当事者に該当します。					
(14) 最近 3 年間の経営成績および財政状態						
決算期 (百万円)	光通信 (連結)			パイオン (連結)		
	平成 24 年 3 月期	平成 25 年 3 月期	平成 26 年 3 月期	平成 24 年 3 月期	平成 25 年 3 月期	平成 26 年 3 月期



純 資 産	106,167	123,854	143,651	5,283	7,157	9,419
総 資 産	231,097	251,251	338,815	26,584	27,240	24,994
1株当たり純資産(円)	1,924.65	2,374.66	2,842.67	101.94	150.44	206.75
売 上 高	499,305	500,312	565,165	66,919	85,687	75,533
営 業 利 益	18,371	24,594	31,763	2,152	2,747	2,901
経 常 利 益	17,627	27,186	39,737	1,954	2,699	2,920
当 期 純 利 益	7,828	16,887	29,352	1,704	2,357	2,904
1株当たり当期純利益 (円)	149.58	343.15	621.28	36.57	51.38	55.92
1株当たり配当金 (円)	70.00	94.00	140.00	60.00	80.00	1.20

注) 株式会社パイオンは、平成 25 年 10 月 1 日付で普通株式 1 株につき 100 株の割合で株式分割を行っております。これに伴い、平成 24 年の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1 株あたり純資産および 1 株当たり当期純利益を記載しております。

#### 5. 本株式交換後の状況

	株式交換完全親会社
(1) 名 称	株式会社光通信
(2) 所 在 地	東京都豊島区西池袋一丁目 4 番 10 号
(3) 代表者の役職・氏名	代表取締役社長 玉村 剛史
(4) 事 業 内 容	移動体通信事業、OA機器販売事業、インターネット関連事業 他
(5) 資 本 金	54,259 百万円
(6) 決 算 期	3 月末
(7) 純 資 産	現時点では確定しておりません。
(8) 総 資 産	現時点では確定しておりません。

#### 6. 会計処理の概要

本株式交換に伴い、光通信の連結財務諸表上、のれん（又は負ののれん）が発生する見込みですが、発生するのれん（又は負ののれん）の金額は現時点で未定です。

#### 7. 今後の見通し

パイオンは、既に光通信の連結子会社であるため、本株式交換による光通信およびパイオンの業績への影響は、いずれも軽微であると見込んでおります。

#### 8. 支配株主との取引等に関する事項

本株式交換は、光通信がパイオンの発行済株式総数の 68.19%を保有している支配株主であることから、パイオンにとって支配株主との取引等に該当します。

パイオンは、平成 25 年 7 月 11 日に開示したコーポレート・ガバナンス報告書において「支配株主との取引

等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針」として、「当社は親会社である株式会社光通信及びそのグループ会社と携帯電話の代理店に関する契約をはじめとする各種契約を締結しております。その取引における条件の決定方針等につきましては、他の取引先における取引条件と同様な決定をしていることから、親会社及びそのグループ会社との取引等を行うに際して、会社ひいては少数株主の不利益となるような取引等は行っておりません。」と記載しており、親会社である光通信およびそのグループ企業から自由な事業活動を阻害されるような状況になく、一定の独立性が確保されております。

また、本株式交換について、パイオンは、第三者算定機関に株式交換比率の算定を依頼し、その算定結果を参考に株式交換比率を決定するなど、公正性を担保するための措置を講じております。

さらに、パイオンは、本株式交換を検討するにあたり、平成 25 年 5 月 [23] 日付で、支配株主である光通信と利害関係を有しないパイオンの社外監査役であり東京証券取引所に独立役員として届け出ている村木 慎吾氏から、(1) パイオンではスマートフォン・タブレット端末を活用したサービスの販売を行っており、本株式交換によって、今後パイオンが保有する同サービスのノウハウを光通信において活かすことができるとともに、パイオンにおいても販売網や商材、ノウハウを相互に活かした連携強化によるシナジー効果が期待できるものであると考えられるため、本株式交換を実施とすることには正当性があり、かつ、パイオンの企業価値を向上させる上で有効であると判断すること、(2) 第三者算定機関による算定結果を参考に本株式交換の株式交換比率が算定されており、その内容を確認した結果、当該算定は公正なものと認められること、(3) 前記 2. (3) の株式交換比率により本株式交換を行うことを光通信と合意していること、及び利益相反を回避するなど会社法に定める手続きに則り本株式交換が行われることを確認しており、本株式交換に係る手続きの適正性及び公正性が疑われる点は特に認められないと判断することから、本株式交換の目的の正当性、パイオンの企業価値向上、本株式交換における株式交換比率の公正性や交渉過程の手続き等を検討した結果、本株式交換に関するパイオンの決定がパイオンの少数株主にとって不利益なものでないと判断する旨の意見書を取得しております。

かかる対応の結果、本株式交換は、市場価格での取引を行うという基本方針である「支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針」に適合しているものと考えております。

以上

(参考) 当期連結業績予想および前期連結実績

株式会社光通信 (当期連結業績予想は平成 26 年 5 月 19 日公表)

(単位: 百万円)

	売上高	営業利益	経常利益	当期純利益
当期連結業績予想 (平成 27 年 3 月期)	580,000	36,000	38,000	22,000
前期連結実績 (平成 26 年 3 月期)	565,165	31,763	39,737	29,352

株式会社パイオン（当期連結業績予想は平成 26 年 5 月 19 日公表）

（単位：百万円）

	売上高	営業利益	経常利益	当期純利益
当期連結業績予想 （平成 27 年 3 月期）	76,000	2,500	2,400	1,800
前期連結実績 （平成 26 年 3 月期）	75,533	2,901	2,904	2,502